

芦屋市社会教育関係団体登録申請要領

1. 芦屋市社会教育関係団体の登録制度

(1) 登録制度の目的

この登録は、芦屋市における社会教育活動を活発にするため、活動の支援や社会教育関係団体相互の情報交換を支援することを目的とします。

(2) 社会教育関係団体とは

芦屋市内には、学習会やスポーツチーム・クラブ、ボランティアサークルなど、さまざまな団体が自主的に活動しています。

学習・文化・スポーツなどの活動を通して、自己実現を図ったり、豊かな人間関係・地域関係を生み出す社会教育活動は、潤いと輝きのある地域文化・スポーツのまちづくりにつながる市民活動といえます。

このような、社会教育活動（社会教育に関する事業）を行うことを主な目的とし、教育委員会に登録をした団体を「社会教育関係団体」といいます。

*団体には会、サークル、グループ、クラブなどの呼び名も含まれます。

(3) 社会教育活動とは

社会教育活動（社会教育に関する事業）とは、技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。これらの活動は、団体の会員同士だけで行われるものではなく、会員以外の人にも対象に広く公開されるものです。

広く入会の機会を設けたり、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど地域に開かれた運営が求められ、これによって地域の絆が強まり、地域が活性化することが期待されます。

[活動例]

- 学習活動（話し合い、ワークショップ、講演、講習、研修など）
- 体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- 文化・芸術・芸能活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）
- ボランティア活動（子ども・高齢者に関わるボランティア、まちづくりのボランティアなど）

(4) このような団体は社会教育関係団体ではありません

会員によって自主的に運営されているのが社会教育関係団体であり、塾や町の各種教室のように講師（先生）が中心になって月謝をとり活動をしている団

体は、社会教育関係団体ではありません。

また、会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体も社会教育関係団体ではありません。

<例>

社会教育関係団体	私塾・文化教室
講師は全員の総意で決めます。	講師中心で縦の人間関係となります。
経理は会員の互選により係の者が行い、会費の経理内容は監査を受けて会員全員に公開します。	個人が直接、経営者もしくは講師に月謝を支払います。経理内容は通常公開しません。
会員の総意で民主的に運営します。	私塾・文化教室の経営者もしくは講師自らが運営します。

これらを含め、次の「2. 登録の要件」を満たす団体が社会教育関係団体です。

2. 登録の要件

- 1 公（国又は地方公共団体）の支配に属さない団体であること。
- 2 社会教育に関する事業を行うことを主たる目的として、自主的かつ主体的に活動を行い、次の行為を行わない団体であること。
 - (1) 営利を目的とした事業又は営利事業を援助する行為
 - (2) 特定の政党の利害に関する行為
 - (3) 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治的行為
 - (4) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派、若しくは教団を支援する行為
- 3 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。
 - (1) 過去1年以上の実績があり、継続的かつ計画的に活動を行い、事業の成果が地域社会に還元されることが期待できる活動であること。
 - (2) 組織及び活動に参加を希望する者が新たに加わることができること。
 - (3) 団体の構成員が10人以上で、市内在住、在勤、在学の者が6割以上であること。
 - (4) 団体の主たる活動の場及び活動の本拠として事務所を芦屋市内に有すること。
 - (5) 原則として団体の代表者が芦屋市内に在住、在勤又は在学していること。
 - (6) 団体の組織及び活動のための会則（あるいは規約）を有すること。
 - (7) 団体の代表者及び役員が、その団体の活動に起因する対価を得ることがないこと。
 - (8) 活動のための自己財源及び団体独自の経理機構を有すること。

3. 支援内容

- ・社会教育に関する活動を行う場合、芦屋市内の決められた社会教育施設及び集会所の使用料が減免されます。

※施設を予約する際は、登録承認書を提示してください。

- ・団体の主催するイベント情報について、広報紙（市民のひろば欄）への掲載依頼ができます。
- ・市内の広報掲示板の使用許可を受けることができます。

4. 届出・登録方法

(1) 必要な書類

1. 芦屋市社会教育関係団体登録申請書（様式第1号）
2. 事業報告書・収支決算書（様式第2号）
3. 事業計画書・収支予算書（様式第3号）
4. 会員名簿（様式第4号）
5. 社会教育活動報告書（様式第5号）
6. 会則（団体で使用のもの）
7. 芦屋市ホームページ団体掲載用原稿

(2) 申請受付期間及び受け付け場所

1. 申請期間

① 6月15日～6月末日

② 12月10日～12月25日

※①、②ともに土日祝を除く9時～17時（昼休み12時～12時45分）

2. 受付場所

芦屋市教育委員会 生涯学習課管理係（市役所北館4階）

(3) 承認書の交付

登録申請に基づいて承認した団体には、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を交付します。

(4) 芦屋市社会教育関係団体登録承認書の有効期限

1. 申請期間①は、申請した年の9月1日から平成27年8月31日まで
2. 申請期間②は、申請した翌年の3月1日から平成27年8月31日まで

(5) その他

登録された団体については、登録要件を満たしているかどうかを確認する目的で、教育委員会から随時、調査・依頼をさせていただきますので、求められた書類を定められた期間内に速やかに提出してください。

5 個人情報の取扱いについて

芦屋市個人情報保護条例に基づき、芦屋市社会教育関係団体登録申請書に記載されている個人情報については、資格審査、活動に参加を希望する市民からのお問い合わせによる団体紹介以外には利用しません。

また、芦屋市ホームページ団体掲載用原稿に記載された個人情報は本人の同意を得たうえで、ホームページ上に公開することとします。

※ 申請内容に変更があった場合は、すみやかに届出が必要となりますので、下記の手続きをしてください。なお、登録の要件に該当しなくなった場合は、登録を取消させていただく場合があります。

- ①変更…団体名、団体所在地、代表者及び連絡員の変更、会則（規約）の改正があった場合は、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を添えて届け出てください。
- ②解散…団体が解散した場合は、「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」を添えて届け出てください。
- ③「芦屋市社会教育関係団体登録承認書」再発行…紛失・破損した場合は、申請により再発行します。

◆申請書のダウンロード

社会教育関係団体の申請書類は芦屋市のホームページからダウンロードできます。

(トップページ→学び・楽しむ→教育→社会教育→社会教育関係団体の登録制度)

◆問合せ先

芦屋市教育委員会生涯学習課管理係

(〒659-8501 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所北館4階)

(Tel) 0797-38-2091 (Fax) 0797-38-2072